

指定通所リハビリテーション事業所 指定申請の手引き

《目次》

- 1 指定要件の概要
- 2 申請の流れ
- 3 申請に必要な書類
- 4 その他
- 5 お問い合わせ・申請書類提出先

1 指定要件の概要

通所リハビリテーション事業所の指定を受ける場合には、介護保険法上、次の要件を満たしていることが必要です。

(1)介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所であること。

○介護老人保健施設、介護医療院及び医療保険において脳血管等疾患リハビリテーション又は運動器リハビリテーションを算定している病院・診療所については、開設許可を受ければ介護保険法の通所リハビリテーション事業所として指定を受けたとみなされます。

○過去に指定を辞退している場合、新たに指定手続が必要になります。

(2)人員基準を満たすこと。

《介護老人保健施設、介護医療院又は病院の場合》

①医師

○専任の常勤医師が1人以上必要です。

○介護老人保健施設又は介護医療院で病院又は診療所と併設されている場合、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務でも差し支えありません。

○介護老人保健施設又は介護医療院であって、当該介護老人保健施設又は、当該介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、常勤の要件を満たします。

○介護老人保健施設又は介護医療院であって、病院又は診療所と併設されている事業所において指定通所リハビリテーション事業所の医師が、当該病院又は当該診療所の常勤医師と兼務している場合でも、常勤の要件を満たします。

②理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員

○指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、サービス提供時間帯を通じて専従する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師又は准看護師）、介護職員のいずれかが1人以上必要です。

○指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人を超える場合は、サービス提供時間帯を通じて専従する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師又は准看護師）、介護職員のいずれかが、利用者の数を10で除した数以上必要で

す。

○単位ごとに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかが、利用者が100人又はその端数を増すごとに1以上必要となります。

○同じ従事者が担当できるのは1日2単位が限度です。(1時間以上2時間未満のサービスについては、0.5単位として扱います。)

《診療所の場合》

①医師

ア 利用者の数が同時に10人以下の場合

○専任の医師が1人以上必要です。

○利用者数は専任医師1人に対し1日48人以内です。

イ 利用者の数が同時に10人を超える場合

○専任の常勤医師が1人以上必要です。

②理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員

○指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合は、サービス提供時間帯を通じて専従する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員(看護師又は准看護師)、介護職員のいずれかが1人以上必要です。

○指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人を超える場合は、サービス提供時間帯を通じて専従する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員(看護師又は准看護師)、介護職員のいずれかが、利用者の数を10で除した数以上必要です。

○単位ごとに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、経験を有する看護師※1のいずれかが常勤換算方法※2で0.1以上必要となります。

※1：経験を有する看護師とは、診療報酬の算定方法に定める重度認知症患者デイケア、精神科デイケア、脳血管疾患等リハビリテーション料・運動器リハビリテーション料に係る施設基準の届出を行った保健医療機関・介護保険施設、通所リハビリテーション事業所等で1年以上従事した看護師を指します。

※2：従業者の勤務延時間数を常勤従業者が勤務すべき時間数で割る算出方法。小数点第2位以下切り捨て)

○同じ従事者が担当できるのは1日2単位が限度です。(1時間以上2時間未満のサービスについては、0.5単位として扱う。)

(3)設備・運営基準に従い適正な運営ができること。

①設備基準

○通所リハビリテーション専用の区画の面積(調理台、洗面器等が設置されている場合は、当該設置部分の面積を除く。)は3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上である必要があります。

※当該事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとします。

○通所リハビリテーションの実施に必要な専用の器械及び器具を備える必要があります。

② 運営基準 水戸市条例を参照してください。

2 申請の流れ

(1) 事前協議

○設備の改修が必要な場合や事業所として不適な場合がありますので、必ず事前協議で当該建物が指定基準を満たすか確認を受けてから申請を行ってください。

※指定後に事業所の所在地を移転（変更）する場合も同様です。

○事前協議は、市担当（介護保険課管理係 TEL 029-297-1018）にご予約のうえ、「事業所周辺の住宅地図」と「事業所の図面（施設設備の面積及び使用用途を明示したもの）」等をご持参願います。

○建設・設計事務所及びコンサルタント会社等の同席は可能ですが、必ず、事業を実施する事業主が、事業内容をご説明願います。

○建築関係法令等に係る手続きについては、別途所管する部署と協議してください。

○消火設備その他非常災害に際して必要な設備及び消防計画等に関しては、消防署に確認してください。

○事業所予定地周辺に民家等がある場合、事前周辺への説明をきちんと行って理解を得てください。

(2) 申請書提出

○電話により予約をしたうえで、事業開始予定日の1か月前までに、全ての申請書類及び指定申請手数料 30,000 円を窓口にて提出してください。審査のうえ問題がなければ指定の処理を行い通知します。

○提出の前際は、電話により予約をしたうえでお越しくください。

○書類に不備がある場合等は、審査期間が1か月を超える場合があります。

○申請に修正しがたい不備がある場合、または指定が適当でないと認められる場合等は申請書類を返戻する場合があります。また、指定の可否を問わず納付された手数料は返金できませんので、あらかじめご了承ください。

○介護保険サービスの実施にあたり所轄庁の許認可が必要な法人（社会福祉法人、医療法人等）については、各手続きを済ませた上で申請書類を提出してください。

3 申請に必要な書類

①指定申請書（第1号様式）

②付表7（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業者の記載事項）

別紙（複数の単位を実施する通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業者の記載事項）【※該当する場合のみ】

- ③申請者の登記事項証明書又は条例等（法人以外の病院・診療所については不要）
・登記事項の「目的」には、介護保険法に基づく通所リハビリテーション事業（介護予防サービスを実施する場合にはあわせてその旨）を実施する旨が規定されていることが必要です（法人所轄庁において記載が不要とされた場合を除く。）。
- ④介護老人保健施設又は介護医療院の開設許可証（介護老人保健施設又は介護医療院の場合）、病院の使用許可証（病院の場合）、診療所の使用許可証又は届出等（診療所の場合）の写し
- ⑤申請者の組織体系図（申請者である法人の組織体系図）
・事業所等が複数ある場合は、その全てが記載されたものを添付してください。
- ⑥従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
・単位ごとに作成し、管理者及び従業員全員の勤務する時間数等を記載してください。
- ⑦従業者の資格証の写し
・資格が必要な職種は必ず添付してください。
・資格証写しへの本人の署名押印は不要です。
- ⑧事業者との雇用関係を確認できる書類
・従業員全員について、雇用契約書や辞令等の法人との雇用関係を証明できる書類の写しを添付してください。
- ⑨経験看護師の経歴書（該当者がいる場合のみ）
- ⑩事業所の平面図
・用途、面積、備品の配置等を明示したものを添付してください。既存の平面図があれば、それに加筆して提出しても差し支えありません。
- ⑪建物の賃貸借契約書の写し（建物が賃貸借物件である場合のみ）
- ⑫事業所の写真
・事業所の外観および内部設備が明確なカラー写真を添付してください。
- ⑬事業所の設備等に係る一覧表
・基準上設置が必要な設備等のうち「付表」及び「事業所の平面図」に記載した項目以外の事項について記載してください。
- ⑭運営規程
○次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定め、添付してください。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 指定通所リハビリテーションの利用定員
 - (5) 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 非常災害対策

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) 苦情の処理手順及び窓口（市独自基準）

(11) その他運営に関する重要事項

⑮利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

⑯介護保険法第70条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

⑰重要事項説明書及び契約書の様式

⑱事業開始から1年間の事業計画書及び収支予算書

・法人の会計年度で作成する場合は、当該介護保険事業の開始から1年の期間を含んだ事業年度の事業計画書及び収支予算書として差し支えありません。）

⑲損害賠償事故発生時に対応が可能であることが分かる書類（損害保険証書写し等）

⑳建築基準法第7条第5項の規定により交付された検査済証（建築物等検査済証）

㉑消防法施行規則第31条の3第4項の規定により交付された検査済証（消防用設備等検査済証）

㉒介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算届）

㉓介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

㉔上記加算届の添付書類（加算の種別ごとに必要な書類）

㉕通所系サービス報酬区分確認表

4 その他

(1) 事業を計画される際には、介護保険法及びその関連通知等並びに水戸市条例を十分ご理解のうえ取り組まれるようお願いします。

【参考】

○厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

介護保険法令や上記通知等の具体的な内容が掲載されています。

○福祉、保健・医療の総合情報サイト「ワムネット」<http://www.wam.go.jp/>

全国の介護保険事業者や制度改正等に関する情報が掲載されています。

○例規集

水戸市 HP より、市条例が確認できます。

その他一般書籍等もご活用ください。

(2) 事業者の指定等に関する様式は市ホームページからダウンロードできます。

5 お問い合わせ・申請書類提出先

〒310-8610

茨城県水戸市中央1-4-1 水戸市福祉部介護保険課管理係

TEL 029-297-1018 , FAX 029-232-9230

- 事業所開設にあたって直接相談を希望される場合は、電話により予約をしたうえでお越してください。
- 申請者の独自判断によって、指定前に事業所を建設・賃貸等するなどして経費が発生した場合でも、指定基準を満たさない場合は、指定できませんので、あらかじめ了解願います。もし不明な点がある場合は、必ず事前確認をしてください。